

## 【 外交防衛委員会 】

### (1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された案件は、条約8件及び内閣提出法律案2件であり、条約8件を承認し、法律案2件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類24件のうち、1種類13件を採択した。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）は、国際電気通信連合の組織の効率化、連合の活動への民間事業者等の参加の促進、連合と他の国際機関との連携の強化等について定めるものであり、また、全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）は、国際電気通信連合の活動に参加する民間事業者等の権利、連合の会計手続及び組織の変更等について定めるものである。委員会においては、2つの改正文書を一括して国会に提出した理由、連合の財政に占める分担金と費用回収額の割合、電気通信の民営化・規制緩和等の影響、民間事業者等が連合に参加する理由等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって承認した。

国際労働機関憲章の改正に関する文書は、国際労働機関（ILO）において採択された条約が、その目的を失ったこと等が明らかである場合には、総会が当該条約を廃止することができることについて定めるものであり、委員会においては、ILOに対する我が国の基本姿勢等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）は、児童を強制労働、売春、薬物取引、危険有害業務等に使用すること等を禁止し、及び撤廃するためにとるべき措置等について定めるものであり、委員会においては、全会一致をもって承認した。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品並びに医薬品について、我が国と欧州共同体との間で規格への適合性評価の結果や製品の試験データ等の相互承認を行うための法的な枠組みについて定めるものであり、委員会においては、相互承認協定締結の経済効果と対象分野の拡大等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

2001年の国際コーヒー協定は、有効期間が延長された1994年の国際コーヒー協定に代わるものであって、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるものであり、委員会においては、コーヒーの最大消費国である米国が国際コーヒー協定から脱退した理由等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定は、文化、教育及び学術の分野における交流について定めた現行のロシアとの協定を全面改正するものであり、委員会においては、我が国と旧ソ連諸国との文化交流の促進等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書は、税関手続の国際的調和及び簡易化に必要な標準的手続について定めるものであり、委員会においては、全会一致をもって承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、コロンビアの首都名がサンタ・フェ・デ・ボゴタからボゴタに変更されたことに伴い、日本国大使館の位置の地名を変更すること、インドネシアのウジュン・パンダン市の市名がマカッサル市に変更されたことに伴い、日本国総領事館の名称及び位置の地名を変更すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当を改定すること等について定めるものである。委員会においては、在外公館に対する査察制度の見直し、在外公館における情報収集活動の実態等について質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、予備自衛官制度への公募制の導入、予備自衛官に対する災害招集制度の導入、自衛官以外の隊員についての任期付隊員制度の導入、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等を行おうとするものである。委員会においては、陸上自衛官定数の削減が我が国の防衛態勢に与える影響及び削減の意図、公募された予備自衛官補に対する教育訓練の在り方、陸上自衛隊第一師団改編の目的と概要、災害救助専門部隊の創設等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

#### 〔国政調査等〕

2月27日、報償費横領疑惑、ハワイ沖練習船衝突事故、対中ODAによる光ファイバー供与、米軍関係事件・事故と日米地位協定の見直し、外務省所管社団法人国際協力会等の諸問題について質疑を行った。

3月15日、河野外務大臣及び斉藤防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取し、斉藤防衛庁長官から中期防衛力整備計画について報告を聴取した。

3月22日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

4月3日、サイバー・セキュリティー、防衛医科大学校、防衛駐在官、米中両国軍機の接触・墜落事故、米原潜の佐世保港無通報入港、地球温暖化防止京都議定書、外務省の諸謝金、在日米軍基地の返還、朝鮮半島情勢、松尾元外務省室長事件、「同盟」、有事法制、憲法第9条等の諸問題について質疑を行った。

4月17日、李登輝前台湾総統への査証発給、歴史教科書問題、米中両国軍機の接触・墜落事故、自衛艦の検査・修理契約、国連憲章及び憲法第9条、自衛隊の任務、要人輸送用ヘリ（スーパー・ピューマ）の更新等の諸問題について質疑を行った。

5月17日、田中外務大臣及び中谷防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

5月29日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

6月7日、外務省改革要綱、日米安保体制、米国のミサイル防衛構想、中国の軍事力、外務省の情報管理、劣化ウラン弾、北朝鮮関係者の入国拒否、集団的自衛権、横須賀米軍基地周辺水域の汚染等の諸問題について質疑を行った。

6月12日、外務省改革、外相の発言記録、米国のミサイル防衛構想、化学・生物テロ、台湾海峡での中国軍演習、大使への民間人登用、駐留米軍に対する我が国法令の適用、PKOと集団的自衛権、ブッシュ政権の対北朝鮮新政策等の諸問題について質疑を行った。

6月26日、田中外務大臣及び中谷防衛庁長官から訪米に関し、それぞれ報告を聴取した後、両報告、米国のミサイル防衛構想、自衛隊F4型機機関砲発射事件、世界文化遺産の保護、在日米軍の劣化ウラン弾、ODA、在日米軍基地の返還、松尾元外務省室長事件、中古漁船の対北朝鮮不正輸出、小泉総理の靖国神社参拝、北方四島周辺における韓国漁船操業問題、普天間飛行場代替施設、戦没者の国立墓苑造営等の諸問題について質疑を行った。

なお、3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、新中期防及び防衛計画の大綱と平成13年度予算との整合性、防衛力を支える人的基盤の維持拡充のための施策、官業益金及び官業収入に占める防衛庁関係病院収入、新中期防におけるミサイル防衛の在り方、即応予備自衛官、防衛庁の省昇格、対中ODA見直し、外務省報償費、ブッシュ政権による安全保障面での新たな役割分担の提案、日ロ首脳会談と北方領土問題、普天間代替施設、日米韓の対北朝鮮政策協議、E A E C構想、教科書問題、日米首脳会談における対日経済協議、ブッシュ政権の対中政策と日本の対応等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成13年2月8日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成13年2月27日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 報償費横領疑惑に関する件について河野外務大臣から報告を聴き、ハワイ沖練習船衝突事故に関する件について同大臣から報告を聴いた後、両件、対中ODAによる光ファイバー供与に関する件、米軍関係事件・事故と日米地位協定の見直しに関する件、外務省所管社団法人国際協力会に関する件等について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成13年3月15日(木)(第3回)

- 外交の基本方針に関する件について河野外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について斉藤防衛庁長官から所信を聴いた。
- 中期防衛力整備計画に関する件について斉藤防衛庁長官から報告を聴いた。

### ○平成13年3月22日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官、石破防衛庁副長官、荒木外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 平成13年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成13年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成13年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(内閣府所管(防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について河野外務大臣及び斉藤防衛庁長官から説明を聴いた後、同長官、同大臣、石破防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成13年3月27日(火)(第5回)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成13年3月29日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第18号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

○平成13年4月3日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- サイバー・セキュリティーに関する件、防衛医科大学校に関する件、防衛駐在官に関する件、米中両国軍機の接触・墜落事故に関する件、米原潜の佐世保港無通報入港に関する件、地球温暖化防止京都議定書に関する件、外務省の諸謝金に関する件、在日米軍基地の返還に関する件、朝鮮半島情勢に関する件、松尾元外務省室長事件に関する件、「同盟」に関する件、有事法制に関する件、憲法第9条に関する件等について斉藤防衛庁長官、河野外務大臣、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年4月12日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）  
全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）  
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年4月17日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）  
全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）  
以上両件について河野外務大臣、荒木外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 二連

（閣条第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 二連

- 李登輝前台湾総統への査証発給に関する件、歴史教科書問題に関する件、米中両国軍機の接触・墜落事故に関する件、自衛艦の検査・修理契約に関する件、国連憲章及び憲法第9条に関する件、自衛隊の任務に関する件、要人輸送用ヘリ（スーパー・ピューマ）の更新に関する件等について河野外務大臣、斉藤防衛庁長官、石破防衛庁副長官、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年5月17日（木）（第10回）

- 外交の基本方針に関する件について田中外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、萩山防衛庁副長官、杉浦外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官、田中外務大臣、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
（閣法第29号）賛成会派 自保、民主、公明、自由、二連  
反対会派 共産、社民
- 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）  
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）  
相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）  
以上3件について田中外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）  
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）  
相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

以上3件について田中外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、二連

反対会派 なし

欠席会派 自由

#### ○平成13年6月7日(木)(第14回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革要綱に関する件、日米安保体制に関する件、米国のミサイル防衛構想に関する件、中国の軍事力に関する件、外務省の情報管理に関する件、劣化ウラン弾に関する件、北朝鮮関係者の入国拒否に関する件、集団的自衛権に関する件、横須賀米軍基地周辺水域の汚染に関する件、安全保障と外交の在り方に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、安倍内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成13年6月12日(火)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第3号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

(閣条第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

- 外務省改革に関する件、外相の発言記録に関する件、米国のミサイル防衛構想に関する件、化学・生物テロに関する件、台湾海峡での中国軍演習に関する件、大使への民間人登用に関する件、駐留米軍に対する我が国法令の適用に関する件、PKOと集団的自衛権に関する件、プッシュ政権の対北朝鮮新政策に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

#### ○平成13年6月26日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務大臣の訪米に関する件及び防衛庁長官の訪米に関する件について田中外務大臣及び中谷防衛庁長官からそれぞれ報告を聴いた後、両件、米国のミサイル防衛構想に関する件、自衛隊F4型機機関砲発射事件に関する件、世界文化遺産の保護に関する件、在日米軍の劣化ウラン弾に関する件、ODAに関する件、在日米軍基地の返還に関する件、松尾元外務省室長事件に関する件、中古漁船の対北朝鮮不正輸出に関する件、小泉総理の靖国神社参拝に関する件、北方四島周辺における韓国漁船操業問題に関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、戦没者の国立墓苑造営に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

#### ○平成13年6月28日(木)(第17回)

- 請願第199号外12件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第9号外10件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。



### (3) 成立議案の要旨

国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）及び国際電気通信連合条約（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（1994年京都）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

#### 【要旨】

国際電気通信連合（ITU）（以下「連合」という。）は、1932年（昭和7年）の発足以来、基本的には各連合員にそれぞれ独占的な電気通信事業者が存在することを前提とし、電気通信を規律する連合員の主権を尊重しつつ電気通信に関する規格の統一等を図ることにより、国際電気通信業務の円滑な運営を目指してきた。しかし、近年、通信技術の飛躍的進歩、各国における電気通信の民営化及び自由化の進展、電気通信に関する地域的機関の台頭等の連合を取り巻く環境の変化に対応することができるように連合の組織を改革する必要性が指摘されるようになってきた。このため、1994年（平成6年）10月の京都全権委員会議において、連合の組織の効率化、連合の活動への民間の電気通信事業者等の参加の促進、連合と他の国際機関との連携の強化等について定める、憲章を改正する文書及び条約を改正する文書（以下「これらの改正文書」という。）が採択された。これらの改正文書の概要は、次のとおりである。

#### 1 憲章を改正する文書

4年ごとに開かれる通常的全権委員会議に加えて、特定の問題を処理するため、臨時的全権委員会議を招集することができる。

#### 2 条約を改正する文書

(1) 理事会の構成員の数は、連合員（加盟国）の総数の25パーセントを超えない範囲で全権委員会議が決定する。

(2) 理事会は、連合を代表して、電気通信に関する地域的機関及び衛星システムを運用する政府間機関と暫定的協定を締結することができる。

(3) 学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関であって関係連合員が承認したものは、当該連合員による許可を条件として、連合の各部門において当該連合員に代わって行動することができる。

(4) 公衆通信業務若しくは放送業務を運用する事業体、学術団体、工業団体、金融機関又は開発機関であって関係連合員が承認したものは、事務総局長の招請により、全権委員会議にオブザーバーとして参加することができる。

なお、これらの改正文書は、1996年（平成8年）1月1日に発効している。

全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会議（1998年ミネアポリス）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

### 【要旨】

国際電気通信連合（ITU）（以下「連合」という。）は、1932年（昭和7年）の発足以来、基本的には各連合員にそれぞれ独占的な電気通信事業者が存在することを前提とし、電気通信を規律する連合員の主権を尊重しつつ電気通信に関する規格の統一等を図ることにより、国際電気通信業務の円滑な運営を目指してきた。しかし、近年、通信技術の飛躍的進歩、各国における電気通信の民営化及び自由化の進展、それに伴う分担金総額の減少等の連合を取り巻く環境の変化に対応することができるように連合の組織を改革する必要性が指摘されるようになってきた。このため、1994年（平成6年）10月の京都全権委員会議において採択された改正文書に続き、1998年（平成10年）11月のミネアポリス全権委員会議において、連合の活動に参加する民間の電気通信事業者等の権利、連合の会計手続及び組織の変更等について定める、憲章を改正する文書及び条約を改正する文書（以下「これらの改正文書」という。）が採択された。これらの改正文書の概要は、次のとおりである。

#### 1 憲章を改正する文書

(1) 連合は、政府間機関であり、当該機関においては、構成国及び部門構成員は、明確な権利及び義務を有し、連合の目的の達成のために協力する。

（連合の加盟国の呼称は、これらの改正文書において、これまでの「連合員」から「構成国」に改められた。また、「部門構成員」とは、「条約第19条の規定に従い部門の活動に参加することを承認された団体又は機関」をいう。）

(2) 部門構成員は、自己が構成員となっている部門の活動に完全に参加する資格を有し、部門の総会及び会合の議長及び副議長並びに世界電気通信開発会議の議長及び副議長を出すことができ、関係部門における勧告及び問題の採択並びに当該部門の運営方法及び手続に関する決定に参加する資格を有する。

(3) 無線通信諮問委員会及び電気通信標準化諮問委員会を設置する。

(4) 世界電気通信標準化会議を世界電気通信標準化総会と改称する。

(5) 連合の経費は、(a)構成国及び部門構成員の分担金、(b)条約又は財政規則に定めるその他の収入、をもって充てる。

(6) 構成国による分担等級の選定は、全権委員会議において行う。全権委員会議は、分担単位の額の限度額を定める。全権委員会議は、さらに、構成国が選定した分担等級等に応じた分担単位の総数に基づき財政計画を承認する。また、構成国は、分担等級を2段階を超えて減少させてはならない。

#### 2 条約を改正する文書

(1) 理事会の構成員でない構成国は、事務総局長に通知した上で、オブザーバーを理事会等に派遣することができる。

- (2) 認められた事業者、学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関等であつて関係構成国が承認したものは、部門構成員となるための請求を事務総局長に直接行うことができ、また、準部門構成員として特定の研究委員会の業務への参加を申請することができる。
  - (3) 研究委員会が採択する勧告であつて、承認を得るために構成国の正式な協議を必要としないものについては、承認されたものとみなす。
  - (4) 会議及び他の会合の内部規則は、全権委員会議が採択する。
  - (5) 理事会は、連合の製品（刊行物等）及び業務（衛星の軌道位置の登録等）のための費用の回収について適用するための基準を決定する。
- なお、これらの改正文書は、2000年（平成12年）1月1日に発効している。

## 2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

### 【要旨】

この協定は、有効期間が延長された1994年（平成6年）の国際コーヒー協定に代わるものとして、2000年（平成12年）9月にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択されたものであり、1962年（昭和37年）の国際コーヒー協定以来、第6次の協定に当たるものである。

この協定は、前文、本文55箇条、末文及び1の附属書から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報、研究及び調査を通じた国際協力等について規定している。1994年協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 1 国際コーヒー機関（以下「機関」という。）の活動への民間部門の参加を促進するため、コーヒーに関する民間部門についての新たな章を設け、輸出加盟国、輸入加盟国、民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催し、また、国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）が諮問する事項について勧告する諮問機関として、輸出国及び輸入国の民間部門代表それぞれ8人で構成する民間部門諮問委員会を新たに設置する。
- 2 機関の消費振興活動を奨励するため、機関のすべての加盟国で構成する消費振興委員会を設置し、また、消費振興活動及び消費振興事業を実施するための別勘定を新たに置く。
- 3 加盟国はコーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う旨新たに規定する。
- 4 1994年の協定において、理事会の下に設置されていた委任状委員会及び執行委員会の下に設置されていた財政委員会を廃止し、また、理事会の任務との重複を回避するために執行委員会の権限に関する規定を改定する等、機関の組織及び意思決定手続を簡素化する。
- 5 1994年の協定においては、有効期間の延長は、理事会における議決で決定された後、有効期間が延長された協定を受諾する旨の通告を寄託者に行った締約国政府についてのみ効力が生ずる旨規定されていたが、この協定においては、理事会における議決で、有効期間を1回又は2回以上連続して（ただし、延長期間の合計は、6年を超えないもの

とする。) 延長することを決定することができ、有効期間の延長を受け入れない加盟国のみが寄託者にその旨を通告する。

なお、この協定は、所定の要件が満たされた場合には、2001年（平成13年）10月1日に効力を生じ、6年間効力を有する。同日までに所定の要件が満たされなかった場合には、この協定を締結した国との間の合意により、発効について決定することが可能となっている。

## 文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

### 【要旨】

我が国とロシア連邦との間では、1986年（昭和61年）に署名された日ソ文化交流協定（以下「現行協定」という。）に基づき、文化、教育及び学術の分野における交流が行われてきているが、民間レベルにおいても相当の拡大が見られる両国間の文化交流の実態に合わせて現行協定を全面改正することとし、1999年（平成11年）12月以来このための政府間交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、2000年（平成12年）9月5日に東京において、この協定の署名が行われた。

この協定は、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国政府は、学者、教員、学生、芸術家等の交換を奨励するとともに、両国の文化機関及び教育研究機関の間の協力を奨励する。
- 2 両国政府は、相手国の国民に対し、修学等のための奨学金その他の便宜が与えられることを奨励する。
- 3 両国政府は、それぞれの国の教育研究機関において相手国の歴史、文化等の教育及び研究を奨励する。
- 4 両国政府は、両国の学位及び教育に関する資格証書の同等性に関する情報の交換についての協力並びに、必要な場合には、協議の実施を奨励する。
- 5 両国政府は、相手国の国民による図書館、博物館等の利用について、良好な条件の創出に努める。
- 6 両国政府は、出版物、コンピュータ、美術展覧会、セミナー等各種手段により相手国の文化、歴史、生活様式等を理解することを奨励する。
- 7 両国政府は、文化財の保護の分野における協力及び交流を奨励する。
- 8 両国政府は、相手国の国民等により製作された著作物の翻訳、出版等を奨励する。
- 9 両国政府は、それぞれの国の法令及び両国が共に締結している関係条約に基づく著作権及び著作隣接権の保護の分野における協力を奨励する。
- 10 両国政府は、新聞、テレビジョン等の分野における協力及び交流並びに両国の報道関係者及びその団体の間における協力及び交流を奨励する。
- 11 両国政府は、映画の分野における協力及び交流を奨励する。
- 12 両国政府は、両国の青少年及び青少年団体並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。
- 13 両国政府は、両国間における観光旅行を奨励する。
- 14 両国政府は、両国間の文化交流の発展に資すると認める相手国の団体の活動のための

良好な条件の創出に努める。

- 15 両国政府は、日露文化交流委員会を設置し、少なくとも2年に1回、両国において交互に会合する。
- 16 各国政府は、必要と認めるときは、この協定の実施に関する自国側の計画を作成し、相手国の政府に対し通報する。
- 17 この協定は、モスクワで行われる批准書の交換の日から30日目の日に効力を生じ、現行協定は、この協定の効力発生の際に終了する。また、この協定は5年間効力を有し、その後は、いずれか一方の国の政府がこの協定を終了させる意思を文書により相手国政府に対し通告した日から12箇月の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

## **国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件 (閣条第8号)**

### **【要旨】**

国際労働機関（ILO）（以下「機関」という。）は、1919年（大正8年）の第1回総会以降2000年（平成12年）の第88回総会までの間に、様々な分野において国際的な労働基準を設定するため183の条約を採択してきている。それらの条約の中には、採択後相当の期間が経過したためその目的を失ったもの又は機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないものもあるが、そのような条約に対しても機関の監視メカニズムが引き続き適用されることに伴う機関の負担がその効率的な活動を阻んでいるとの認識が近年高まってきた。こうしたことを背景に、1997年（平成9年）6月の第85回総会において、国際労働機関憲章の改正に関する文書（以下「改正文書」という。）が採択された。

この改正文書は、機関の総会において採択された条約がその目的を失ったこと又は機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないことが明らかである場合には、総会は、理事会の提案に基づき、出席代表の投票の3分の2の多数によって当該条約を廃止することができることを定めている。

## **最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）**

### **【要旨】**

国際労働機関（ILO）は、その設立当初から児童の保護をその主要な目的の一つとして掲げ、1973年（昭和48年）の第58回総会において、児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、すべての経済部門において就業が認められるための最低年齢等について定めた「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」を採択した。

その後、児童の一層の保護に対する世界的な関心の高まりを背景として、児童労働の中でも児童の心身の発達を妨げるような最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための新たな文書を作成する必要性が認識され、1999年（平成11年）の第87回総会においてこの条約が採択された。

この条約は、前文、本文16箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 加盟国は、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を

- 確保するため即時のかつ効果的な措置をとる。
- 2 この条約の適用上、「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。
  - 3 この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。
    - (1) 児童の売買、強制労働等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
    - (2) 売春、ポルノの製造等のための児童の使用、あっせん又は提供
    - (3) 薬物の取引等のための児童の使用、あっせん又は提供
    - (4) 児童の健康、安全又は道徳を害するおそれのある業務
  - 4 児童の健康、安全又は道徳を害するおそれのある業務の種類は、関係労使団体と協議した上で、国内法令又は権限のある機関によって決定される。
  - 5 加盟国は、労使団体と協議した上で、この条約の実施を監視する適当な仕組みを設け又は指定する。
  - 6 加盟国は、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画を作成し及び実施する。
  - 7 加盟国は、この条約の効果的な実施を確保するため、刑罰等の適用を含むすべての必要な措置をとる。加盟国は、児童労働の撤廃における教育の重要性を考慮に入れて、児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、かつ、児童を回復させ及び社会に統合すること等のための効果的な措置をとる。加盟国は、この条約の実施について責任を負う権限のある機関を指定する。
  - 8 加盟国は、国際的な協力又は援助の強化を通じて、相互に援助を行うための適当な措置をとる。

## 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

### 【要旨】

現行の「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」（以下「旧規約」という。）は、各国の税関手続の簡易化及び調和を図ることを目的として、1973年（昭和48年）に京都で開催された関税協力理事会において作成され、1974年（昭和49年）に効力を生じた。その後、貿易量の増大、税関手続の技術の変化等に対応する必要性が指摘されるようになるとともに、税関手続の簡易化及び調和のための核となる原則は、締約国にとり義務となるように定めなければならないことが認識されるようになった。これらの事情を背景に、関税協力理事会は、1994年（平成6年）から、旧規約の締約国、関心のある国、貿易関係者等の幅広い参加を得て、旧規約の改正作業を進めた結果、1999年（平成11年）6月26日にブラッセルで、この改正議定書が採択された。

この改正議定書は、前文、本文9箇条、末文及び3の付録から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 旧規約の前文及び規定を付録Ⅰ（改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）の規定に、旧規約の附属書を付録Ⅱ（一般附属書）及び付録Ⅲ（個別附属書）に改める。
- 2 この改正議定書は、40の旧規約の締約国が批准を条件とすることなくこの改正議定書

- に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後3箇月で効力を生ずる。
- 3 旧規約の締約国は、この改正議定書により拘束されることについての同意を表明するときは、いずれの個別附属書又は個別附属書の章も受諾することができるものとし、その受諾及び留保を付する勧告規定について関税協力理事会の事務総局長に通告する。
- 4 付録Ⅰ（改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
- (1) 締約国は、改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約（以下「規約」という。）に従って、附属書の規定を遵守することを約束する。
  - (2) 規約は、規約本体、一般附属書及び個別附属書から成る。
  - (3) この規約の実施、改正等を検討するため管理委員会を設置し、締約国は、管理委員会の構成国となる。
  - (4) すべての締約国は、一般附属書に拘束される。締約国は、1若しくは2以上の個別附属書又は1若しくは2以上の個別附属書の章を受諾することができる。
  - (5) 締約国は、一般附属書及び受諾した個別附属書又は個別附属書の章の標準規定をその効力発生の後36箇月以内に、一般附属書の移行措置標準規定をその効力発生の日から60箇月以内に、及び受諾した個別附属書又は個別附属書の章の勧告規定を、留保を付さない限りその効力発生の後36箇月以内に、それぞれ実施する。
- 5 付録Ⅱ（一般附属書）は、10の章から成り、主な内容は次のとおりである。
- (1) 一般附属書及び個別附属書中の手続及び実務について満たすべき条件及び実施すべき税関作業は、国内法令に定めるものとし、できる限り簡易なものとする。
  - (2) 税関は、電子的手段による書類の提出を認める。また、税関は、税関が定める基準を満たすと認定した者に対し簡易な特別の手続を認める。
  - (3) 税関管理は、関税法令の遵守を確保するために必要なものに限られる。税関は、税関が行う税関管理の適用に当たり、危険度に応じた管理を行う。また、税関は、税関管理の強化のため、他の税関当局及び貿易関係者と協力するよう努める。
  - (4) 税関は、税関及び貿易関係者にとって費用対効果が高くかつ効率的である場合には、税関の業務を補助するために情報技術を利用する。
- 6 付録Ⅲ（個別附属書）は、10の附属書から成り、これらは、25の章に細分される。このうち我が国は、物品申告書の提出前の税関作業、物品の一時蔵置、国内使用のための通関、輸入税の免除、保税倉庫等に係る13の章を受諾する予定であり、また、24の勧告規定について留保を付する予定である。

## 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を 求めるの件（閣条第11号）

### 【要旨】

我が国と欧州共同体との間の相互承認に関する協力については、1995年（平成7年）5月より協議を始め、各々の国内制度についての調査・研究を政府の専門家会合を通じて行った後、1998年（平成10年）10月以来政府と欧州委員会との間で協定の締結交渉を行った結果、2001年（平成13年）4月4日にブラッセルにおいて、この協定の署名が行われた。

この協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品並びに医薬品について、我が国と欧州共同体との間で規格への適合性の検査の結果、製品の試験データ等の相互承認を行うための法的な枠組みを定めるものである。従来これらの製品の輸出に当たっては輸入国側の検査機関による検査等を受けることが必要とされていたが、この協定の締結により、輸出国側の検査機関が実施した検査の結果等を輸入国側が受け入れることとなり、輸入国側の検査機関による検査等を省略することが可能となる。

この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す4つの分野別附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 各締約者は、通信端末機器及び無線機器並びに電気製品が当該締約者の法令に定める技術上の要件を満たすかどうかについて、他方の締約者の検査機関が実施する検査の結果を受け入れる。
- 2 各締約者は、他方の締約者の施設が作成する化学品及び医薬品の試験データ等を受け入れる。
- 3 各締約者は、検査機関等が一定の基準を満たすことを確保する。各締約者は、他方の締約者に対し、検査機関等に対する検証を実施するよう要請することができる。
- 4 各締約者は、検査機関等が一定の基準を満たしていることについて異議を申し立てることができる。
- 5 この協定のいかなる規定も、締約者が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

## 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在コロンビア日本国大使館の位置の地名をサンタ・フェ・デ・ボゴタからボゴタに変更する。
- 2 在ウジュン・パンダン日本国総領事館の名称を在マカッサル日本国総領事館に、その位置の地名をウジュン・パンダンからマカッサルに変更する。
- 3 別表のうち地域の項中、中近東を中東に変更し、大洋州の項をアジアの項の次に移動する。
- 4 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 5 研修員手当を改定する。
- 6 この法律は、平成13年4月1日から施行する。



## 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第29号）

### 【要旨】

本法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律及び自衛隊員倫理法の一部を改正しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 1 防衛庁設置法の一部改正

自衛官の定数は、陸上自衛官16万3,784人（3,599人の減員）、海上自衛官4万5,812人及び航空自衛官4万7,266人に、統合幕僚会議に所属する自衛官（107人増員して1,719人）を加えた総計25万8,581人（3,492人の減員）とする。

#### 2 自衛隊法の一部改正

(1) 新たに自衛官以外の隊員に対して、民間の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期付隊員に採用することができる制度を導入し、その採用の要件、任期等を定める。

(2) 新たに防衛庁長官が予備自衛官に対し災害招集命令を発し、予備自衛官が自衛官として災害派遣活動に従事することができる制度を導入する。

(3) 新たに導入する予備自衛官補についての任用、教育訓練、招集に関する手続等に係る規定を整備するとともに、予備自衛官補の教育訓練を修了した者を予備自衛官に任用する制度を導入する。

(4) 即応予備自衛官の員数を5,723人（834人の増員）とする。

#### 3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

新たに導入される任期付隊員及び予備自衛官補の給与に関し必要な事項を定める。

#### 4 自衛隊員倫理法の一部改正

(1) 定年退職者等で短時間勤務の官職に採用されたものを自衛隊員倫理法の対象とする。

(2) 新たに導入される任期付隊員に関し所要の規定の整備を行う。

5 本法律は、平成14年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、任期付隊員制度の導入及び自衛隊員倫理法の一部改正に係る規定は公布の日から施行する。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・条約（8件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	国際電気通信連合憲章(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1994年京都)において採択された改正)及び国際電気通信連合条約(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1994年京都)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件	衆	13. 3. 9	13. 4. 11	13. 4. 17 承認	13. 4. 18 承認	13. 3. 28 外務	13. 4. 4 承認	13. 4. 5 承認
2	全権委員会(1994年京都)において改正された国際電気通信連合憲章(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1998年ミネアポリス)において採択された改正)及び全権委員会(1994年京都)において改正された国際電気通信連合条約(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会(1998年ミネアポリス)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件	衆	3. 9	4. 11	4. 17 承認	4. 18 承認	3. 28 外務	4. 4 承認	4. 5 承認
3	2001年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 9	6. 7	6. 12 承認	6. 13 承認	5. 31 外務	6. 6 承認	6. 7 承認
7	文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	6. 7	6. 12 承認	6. 13 承認	5. 31 外務	6. 6 承認	6. 7 承認
8	国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	5. 31	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 23 外務	5. 30 承認	5. 31 承認
9	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号)の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	5. 31	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 23 外務	5. 30 承認	5. 31 承認
10	税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件	衆	3. 19	6. 7	6. 12 承認	6. 13 承認	5. 31 外務	6. 6 承認	6. 7 承認
11	相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	4. 13	5. 31	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 23 外務	5. 30 承認	5. 31 承認

##### ・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※18	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 9	13. 3. 27	13. 3. 29 可決	13. 3. 30 可決	13. 3. 19 外務	13. 3. 27 可決	13. 3. 27 可決
※29	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 16	5. 24	5. 31 可決	6. 1 可決	4. 5 安全保障	4. 12 可決	4. 12 可決